

契約条項補足 (03.28.21)インターネットおまかせバックアップ別契約モデル

インターネットおまかせバック（以下「本サービス」といいます。）はインターネット接続サービスとウイルス対策サービス、ルータ保守サービスのバックメニューです。

インターネット接続サービスは別紙「インターネットおまかせバック用 αWebインターネット接続サービス利用契約約款」に基づき、ウイルス対策サービスは別紙「インターネットおまかせバック用 ウィルス対策サービス利用契約約款」に基づき、およびアルファメールプレミア（10バック版）は別紙「アルファメール契約条項」に基づき提供されます。また、ルータ保守サービスについては、別紙「契約条項」に基づき提供されます。

なお、本契約条項補足と「インターネットおまかせバック用 αWebインターネット接続サービス利用契約約款」、「インターネットおまかせバック用 ウィルス対策サービス利用契約約款」、別紙「契約条項」の内容が相違するときは、その部分については本契約条項補足の内容が優先するものと致します。

株式会社大塚商会（以下「乙」といいます。）は、本契約条項補足を契約者（以下「甲」といいます。）の承諾なく変更することがあります。当該変更内容（料金その他の提供条件を含みます）は、インターネット上の乙所定のページ内に掲示されるか、または、甲に通知されたときから効力を生じるものとします。なお、乙が甲に変更内容を通知する場合、当該通知が到達しない場合であっても、変更後の内容が適用されるものとします。

【契約単位または条件】

- ① 最低契約満期期間は1年で、1年未満の解約はできません。1年未満で解約する場合、残りの期間のサービス料金を解約金として請求します。
- ② 契約期間は、初期設定作業日の翌月1日から1年間となります。回線工事時期のずれなどにより、初期設定作業日が当初予定からずれた場合、契約期間を変更するものとします。
- ③ 利用料金請求は、申込書記載の請求開始日より開始されます。乙所定の申込書を使用せず、申込内容の確認をWebもしくはFAXIにより行い成立した申し込みの場合は、インターネット接続サービスの開通月の翌月より請求開始します。
- ④ 初期設定費用をいただき、ルータ提供・設定・PC設定を行った契約者のみ本サービスの対象となります。
- ⑤ 本サービスは、たよれーる契約で乙がルータ保守を行っているお客様専用のサービスです。ルータが設置されている住所と一致しない場所での本サービスの利用はできません。

【サービス内容】

- ① インターネット接続サービス
 - (1) インターネット環境提供
乙にて事務手続きを行い、インターネット環境を提供します。
プロバイダドメイン（alpha-web.ne.jpドメイン）のE-Mailアドレスは3つまで提供します。
 - (2) 回線取り次ぎ業務
フレッツ光またはADSL回線をもたないお客様の場合、回線の申し込みを甲に代わって乙がNTT東西に行います。回線工事などの業務はNTT東西が行います。
 - (3) クライアントPC設定
対象となるクライアントPCにインターネットへの接続設定とオプションがあればインストールおよび設定を行います。
 - ・インターネット接続設定
 - ・メール設定（本サービスで提供される3アドレスの設定）
対象のメーラはOutlook、Windows Mail、Windows Live Mailのいずれかとなります。
 - ・ウイルス対策ソフトのインストール
 - ・（オプション）iフィルター for プロバイダ SOHOのインストール
- ② ウィルス対策サービス
クライアントのウイルスおよびスパイウェア感染防止、駆除、Windows Update対策を実施します。対象のクライアントPCの状況を表示する管理者画面を提供します。
- ③ 診断ツール提供サービス
接続障害の切り分けができる診断ツールを提供します。お客様はダウンロードして利用できます。
 - ・メール診断ツール
メールが送信できない、受信できないなどの障害時に原因判断が行えます。また、メールの設定をバックアップしておき、障害時に戻すことができます。対象となるE-Mailアドレスは、本サービスまたはアルファメールで提供するアドレスになります。利用可能台数はウイルス対策サービスの利用台数までとなります。
- ⑤ メールホスティングサービス
アルファメールプレミア（10バック版）にて独自ドメインのE-Mailアドレスを3つまで提供します。

【サービス内容に関する注意事項】

- ① 本サービスは乙がサポートできるメーカーの製品への提供となります。
- ② 本サービスは、たよれーる契約で乙がルータ保守を行っているお客様専用のサービスです。ルータが設置されている住所と一致しない場所での本サービスの利用はできません。
- ③ Macintoshについては初期設定の対象外となります。
- ④ 回線工事費用ならびに回線使用料はNTT東西からの請求となります。
- ⑤ 本サービスで提供するプロバイダドメインのE-Mailアドレスの仕様は以下のとおりです。
 - ・メールアドレス容量：500MB
 - ・メール保存期間：90日
 - ・1通あたりのメール送受信容量：35MB
 - ・メールウイルスチェック：標準対応
 - ・メール送信認証：標準対応
 - ・受信経路暗号化（POPowerSSL）：標準対応
 - ・送信経路暗号化（SMTPoverSSL [START/TLS]）：標準対応
 - ・Submission Port 587：標準対応
 - ・メール転送設定：5箇所まで
- ⑥ 本サービスで提供するプロバイダドメインのE-Mailアドレスは3つまでとなります。4つ以上必要な場合は「メールアドレス追加（10バックOP）」をご契約ください。
- ⑦ 本サービスで提供するウイルス対策サービスは3クライアントのライセンスとなります。4クライアント以上必要な場合はクライアント数に応じて「セキュリティソリューションS10（10バックOP）」、「セキュリティソリューションS5CL（10バックOP）」、「セキュリティソリューションS10CL（10バックOP）」をご契約ください。
- ⑧ 本サービスで提供するアルファメールプレミア（10バック版）のE-Mailアドレスは3つまでとなります。4つ以上必要な場合は「メールアドレス追加オプション」をご契約ください。
- ⑨ 本サービスで提供するアルファメールプレミア（10バック版）ではホームページ領域は提供しません。ホームページ領域が必要な場合は「Webサービスオプション」をご契約ください。
- ⑩ アルファメールプレミア（10バック版）でオプションを追加した場合、またアルファメールオプションを申し込んだ場合、本サービスとは別の請求明細になります。本サービスを解約した場合、アルファメールプレミア（10バック版）も同時に解約となり、ドメイン情報も破棄されます。アルファメールプレミア（10バック版）、アルファメールオプションの解約手続きは本サービスとは別に行う必要があります。あらかじめご了承ください。
- ⑪ 本サービスのオプションでアルファメールをご契約いただいた場合、アルファメールプレミア（10バック版）は提供しません。
- ⑫ 診断ツール提供サービスで提供する診断ツールは、メールおよびルータの完全復旧をお約束するものではありません。障害切り分けと復旧の支援を行うツールです。また、使用条件はインストール時などに表示されますので、確認のうえメーカー指定条件の範囲内で利用してください。

- ⑬ 本サービスに以下の内容は含まれません。
 - ・クライアントPCやネットワーク機器、複合機などのサポート
 - ・初期設定後のクライアントPCについてのインターネット接続方法、一般的な使用方法などのサポート
 - ・ウイルス駆除作業（有償となります）

【契約者の義務】

(変更の届出)

- ① 甲が利用契約締結の際またはその後に乙に届け出た内容に変更が生じた場合、甲は、遅滞なくその旨を届け出るものとします。
- ② 前項の届出を怠った場合、甲が不利益を被ったとしても、乙は一切その責任を負いません。また、乙からの通知等が甲に不到達となっても、通常到達し得るときに到達したものとみなします。
- ③ 乙は、届出のあった変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することがあります。

(契約者の地位の継承)

相続または法人の合併により甲の地位の継承があったときは、相続人または合併後継承する法人もしくは合併により設立された法人は、継承したことを証明する書類を添えて、継承の日から30日以内にその旨を乙に通知するものとします。

(契約者の管理責任)

- ① 甲は、本サービスに関連して乙または付加サービス提供者から発行されるログイン名、ユーザID、パスワード等（以下「パスワード等」といいます）を自己の責任において管理するものとし、パスワード等を第三者に使用させたり、譲渡し、貸与または担保提供することはできないものとします。
- ② パスワード等の使用上の誤りまたは第三者による不正使用等より損害が生じても、乙は一切責任を負いません。
- ③ 甲は、パスワード等の盗難または不正使用の事実を知った場合、ただちにその旨を弊社に連絡するものとし、乙から指示があるときはそれにしたがうものとします。
- ④ 甲からのパスワード等の問合せに対しては、乙は、本人確認等のため、乙所定の方法で回答します。
- ⑤ 本サービスのセキュリティ向上のため、乙がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

(契約者の禁止事項)

甲は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 特定商取引に関する法律、割賦販売法、景品表示法その他の法令に違反する行為、およびそれに類似する行為
- (2) 犯罪行為を惹起する行為、およびそれに類似する行為
- (3) 乙または第三者の知的財産権、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為、およびそれに類似する行為
- (4) 猥褻・虚偽事実・児童売春・児童ポルノ・児童虐待などにあたるコンテンツ、暴力的・残虐的なコンテンツおよび公営を除いたギャンブル・賭博などにあたるコンテンツの発信・流布等の公序良俗に反する行為、およびそれに類似する行為
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」といいます）が規定する映像送信型風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (6) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」といいます）が規定するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為
- (7) 無制限連鎖（「おずみ講」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為
- (8) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メール（特定電子メールを含むがそれに限定されない）を送信する行為。または第三者が嫌悪感を抱く、もしくはその虞れのある電子メール（「嫌がらせメール」、「迷惑メール」）を送信する行為、およびそれに類似する行為
- (9) 他人のパスワード等を不正に使用する行為、自己のパスワード等を他人に使用させる行為、およびそれに類似する行為
- (10) 乙のコンピュータに保存されているデータを、乙に無断で閲覧、変更もしくは破壊する行為、およびそれに類似する行為
- (11) 利用契約上の権利または義務を第三者に譲渡し、貸与または担保提供等々の行為、およびそれに類似する行為
- (12) 乙と同種または類似の業務を行なう行為、およびそれに類似する行為
- (13) 事実誤認を生じさせる虞れのある行為、およびそれに類似する行為
- (14) 本サービスで利用しうる情報を改竄する行為、およびそれに類似する行為
- (15) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄・消去あるいは第三者の通信に支障を与える行為、およびそれに類似する行為
- (16) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為、およびそれに類似する行為
- (17) 乙の電気通信設備に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、および乙の運用するコンピュータ、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支障をきたす虞れのある行為
- (18) 社団法人日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為、およびそれに類似する行為
- (19) 契約ライセンス数を超過してウイルス対策サービスのモジュールをインストールする行為
- (20) その他乙が不適切と判断する行為

(情報の提供)

- ① 甲は、乙から本サービスの運用に必要な情報、資料の提供を求められた場合、これに応じるものとします。
- ② 甲は、本サービスの利用中に何らかの異常を発見した場合には、ただちにその旨を弊社に通知するものとします。

【サービスの停止・中止等】

(通信利用の制限)

- ① 乙は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を含むとする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限しまたは中止する措置を取ることがあります。
- ② 乙は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行なわれる電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、本サービスにおける電気通信の通信量を制限することがあります。
- ③ 乙は、甲が大量の電気通信を継続的に発生させることにより、電気通信設備に過大な負荷を生じさせる等、本サービスの運営に支障をきたす虞れのある場合、本サービスの利用を制限することがあります。
- ④ 乙は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、乙または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、甲等に事前に通知することなく甲等の接続先サイト等を把握した上で、これらの画像および映像を閲覧することができない状態に置くことがあります。
- ⑤ 乙は、前項の措置に伴い必要限度で、対象となる画像および映像の流通と直接関係のない情報についても、閲覧ができない状態に置く場合があります。
- ⑥ 乙は、前2項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。
(サービス提供の停止および中止)

し、注意喚起を行うことがあります。

(送信型対電気通信設備サイバー攻撃への対処)

1. 乙は、乙または甲の電気通信設備が、送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先であることが特定された場合において、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備からの通信に関して、当該送信元の電気通信設備の電気通信事業者に当該電気通信設備からの送信型対電気通信設備サイバー攻撃またはそのおそれへの対処を求めるために、乙の設備で必要な範囲において検知した通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を当該電気通信事業者に提供することを事業法第116条の2第2項に定める認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会（以下この条において「認定協会」といいます。）に委託することがあります。
2. 乙は、甲または乙の電気通信設備が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信先となった場合、認定協会が送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信元の電気通信設備を特定するための調査及び研究を行う目的で、乙の設備で必要な範囲において通信の送信元IPアドレス、ポート番号及び通信時刻を検知し、これを認定協会に提供することがあります。
3. 前1項及び2項の規定は、乙が別に定めるサービスにおいて、甲から個別具体的かつ明確な同意を得られた場合に限り実施するものとします。

(検査)

乙は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

(ソフトウェアの更新)

甲は、電気通信回線設備を通じて外部から制御可能な状態で、データ伝送用設備端末等を接続する場合は、他者から意図しない制御ができないよう、当該端末等の電気通信の機能に係るソフトウェアを更新されていなければなりません。当該更新とは、当該端末に他者から制御可能な脆弱性が発見され、かつ当該端末の製造業者が提供するソフトウェアアップデートが周知された場合に、当該端末にソフトウェアアップデートを適用することを指します。

(送信型対電気通信設備サイバー攻撃の送信の禁止)

乙は、データ伝送用設備端末等の送信型対電気通信設備サイバー攻撃（電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備がインターネットおまかせパック用αWebインターネット接続サービス利用契約約款第4条（送信型対電気通信設備サイバー攻撃）イに規定する電気通信又は同号ロの総務省令で定める電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるもの）の送信を禁止します。

(準拠法)

利用契約の成立、効力、履行および本約款の解釈に関しては日本国法が適用されるものとします。

(合意管轄)

利用契約および本契約条項に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって管轄裁判所とします。

(協議事項)

利用契約および本契約条項に定めのない事項につき疑義が生じた場合、甲および乙は、別途協議の上円満に解決するものとします。

<たよれーるコンタクトセンター連絡先>

E-Mail : support@alpha-web.jp

【対応時間】

訪問対応時間帯：月～金9：00～17：15（土日祝祭日、乙の休業日は除く）
道路状況・気象状況により、対応が遅れる場合がございます。ご了承ください。

以上

別表

メニュー番号	メニュー名	ルータ機種	ウイルス対策サービス利用可能台数
03.28.21	インターネットおまかせバックルータ別契約モデル	-	3

2024年4月1日 改定

第5章 付加サービス

第18条 (迷惑メール検知サービスの利用)

1. 乙は、甲に対し、甲が本条の条件に同意することを条件に、迷惑メール検知サービスを利用することを許諾します。
2. 迷惑メール検知サービスは、サービス提供元である米国クラウドマーク社（以下、「クラウドマーク」といいます）の迷惑メール判定に係るソフトウェアを乙のサーバ内に格納して、甲の受信メールをチェックし、そのヘッダ部分に当該ソフトウェアによる判定スコアを百分率で表示する処置を行うとともに、当該ソフトウェアによる迷惑メールの判定基準に従って、受信メールの件名欄に迷惑メールである旨の表示を付す処置を行うサービスです。
3. 迷惑メール検知サービスに利用されるソフトウェアおよびドキュメント等にかかる知的財産権はクラウドマークまたは乙に帰属します。甲は、乙またはクラウドマークの事前の承諾を得ることなく、当該ソフトウェアおよびドキュメント等を、第三者に対し有償無償を問わず貸与または譲渡することはできないものとします。また、営利目的または付加サービス等目的を問わず、第三者の利用に供することはできないものとします。
4. 乙またはクラウドマークは、当該ソフトウェアの機能またはドキュメント等の内容が、甲の特定の目的に適合することを保証しないものとします。
5. 乙またはクラウドマークは、迷惑メール検知サービスの提供により全ての迷惑メールが検知できることを甲に対して保証するものではありません。
6. 甲は、迷惑メール検知サービスを利用するにあたっては、以下の事項を事前に承諾するものとします。
 - (1) 迷惑メールであると判定された場合、当該メールの件名等に迷惑メールであることの表記がなされること
 - (2) 迷惑メール検知サービスの検知率が、甲が受信するメールの形態によって増減すること
 - (3) 正常なメールであっても、迷惑メールであると判定される可能性があること
 - (4) 乙サーバに甲宛のメールが到達した際に自動的に当該メールに対して当該チェックおよび当該処置が行われること
7. 迷惑メール検知サービスの提供に関し、乙またはクラウドマークの責めに帰すべき事由により、甲または第三者に損害が生じた場合は、契約当事者である乙は、甲が直近の1年間に乙に支払った本サービスの利用料金を上限として、その責めを負います。
8. 甲は、本サービスの契約が終了した場合、本ソフトウェアおよびドキュメント等ならびにその複製物を破棄するものとします。

第19条 (各付加サービスおよび他のサービス)

本サービスとセットで申し込む「インターネットおまかせバック」、および付加サービス（オプションサービス）である「Webフィルタリングサービス」「αWebフォン」「おたすけくんライト」については、別途定める約款に基づいて提供されます。

第6章 契約

第20条 (利用契約の単位)

1. 本サービスの利用契約の単位は、甲が使用する識別符号一符号毎に締結します。
2. 乙との間に利用契約を締結できる方は、一利用契約につき一人に限ります。

第21条 (利用契約の申込) 本サービスの利用は、本約款に同意した上で所定の手続きに従い申込みものとします。尚、乙は、利用申込において、本人確認のための資料の提出を要求する場合があります。

第22条 (利用契約の申込方法)

1. 甲は、乙担当営業または乙とパートナー契約を締結したパートナー会社を通じて乙所定の利用申込書により本サービスにかかる利用契約の申込を行うものとします。
2. 契約者の申込に対し乙が本サービスに係る利用申込を承諾したときは、サービス開始の確認書として必要なログイン名、パスワードその他の必要な情報とともに文書によってその旨を通知するものとします。利用契約はこの利用開始日に成立します。
3. 契約者が以下のいずれかに該当する場合、乙は利用契約を承認しないことがあります。
 - (1) 契約者が実在しない場合
 - (2) 契約者の事業拠点が遠隔地にあるため、本サービスの提供が困難であると乙が判断した場合
 - (3) 乙所定の利用契約に虚偽の事項を記載した場合または記入漏れがある場合
 - (4) 過去に本サービスの代金支払を遅滞し、または不正に免れようとしたことがある場合
 - (5) 契約者が公序良俗に反するおそれのある商品・サービスを提供する場合
 - (6) 乙所定の利用契約記載事項に不備がある場合
 - (7) 契約者側に十分な設備環境がない場合
 - (8) NTTによる適合審査が不合格になった場合
 - (9) その他乙が不適当と判断する相当の理由がある場合
4. 乙は、前項第6号から第8号までの事由が以下に定める期間内に解消されない場合、その申込を無効とします。
 - (1) 前項第6号の場合
乙は、甲に記載不備解消を依頼し、1ヶ月後に現在の状況を書面により告知します。乙は、乙が記載不備解消を依頼してから6ヶ月間その不備が解消されない場合、甲に告知した上、申込を取り消すものとします。
 - (2) 前項第7号または第8号の場合
乙は、甲に適合不合格であったことを通知します。乙は、甲が5営業日以内に乙に申込内容の変更等を返信しない場合は、甲に告知の上、その申込を取り消すものとします。
5. 乙は、利用契約の承諾後であっても、甲が前項のいずれかに該当することが判明した場合又は利用申込を受け付けた日から6ヶ月経過した時点でNTT側設備の対応が完了していない場合、もしくは甲宅内設備の対応が完了していない場合、その承諾を取り消すことがあります。
6. 乙は、本サービスについて、甲とNTTとの契約が成立しなかった場合、または、申込日より6ヶ月経過時点で、NTT側工事進捗状況が「開通待ち」の場合には、甲に通知の上、本サービス利用の申込を承諾しないものとします。また、乙は申込受付日より3ヶ月経過時点で、甲に対しNTTとの工事進捗状況の確認の書面を送るものとします。
7. 本条による申し込みには有効期間が設定されており、第19条に定める「インターネットおまかせバック」の有効期間に準じるものとします。

第23条 (接続の制限) 本サービスにおいて、乙から発行されるログイン名、ユーザーIDにより同時接続は行わないものとします。

第24条 (契約者による利用契約の解除)

甲は、利用契約の一部または全部を解除しようとするときは、第19条に定める「インターネットおまかせバック」の解約手続きに準じるものとします。

2024年4月1日 改訂